



各位

2016年5月16日

上場会社名 株式会社神戸製鋼所

代表者 代表取締役会長兼社長 川崎 博也
(コード番号 5406)

問い合わせ先 秘書広報部長 楠山 泰司
(TEL 03-5739-6010)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月2日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。本日開催の取締役会において、平成28年6月22日開催予定の当社第163回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、従来から、持続的成長と企業価値向上のため、社外取締役の複数名設置や会社法では3名以上設置と定められた監査役につき5名の監査役を置くなどコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより強化するとともに、経営に関する意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行なうものであります。

- (1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査役および監査役会に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設、ならびにその他所要の変更を行なうものであります。
 - 監査役および監査役会に関する規定の削除(現行定款第29条から第36条)
 - 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設(変更案第4条、変更案第5章表題、変更案第30条から第33条)
 - 監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設(変更案附則)
 - その他所要の変更(変更案第18条、第19条、第22条、第23条、第24条、第25条、第28条)
- (2) 業務の執行と監督の分離を一層進めるため、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第26条)
- (3) 監査等委員会設置会社への移行と併せて、取締役の職位および役割の明確化を行なうため、役付取締役に係る規定の見直しを行なうものであります。(変更案第20条、第21条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年6月22日(水)

定款変更の効力発生效力予定日 平成28年6月22日(水)

以上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| <p>第4条 (機 関)</p> <p>本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 | <p>第4条 (機 関)</p> <p>本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 |
| 第5条～第17条 (条文省略) | 第5条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| <p>第18条 (取締役の数)</p> <p>本会社の取締役は15人以内とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第18条 (取締役の数)</p> <p>本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は15人以内とする。</p> <p><u>本会社の監査等委員である取締役は5人以内とする。</u></p> |
| <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> |
| <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、<u>取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> | <p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第 21 条（役付取締役の分掌）</p> <p>取締役会長は、取締役会を主宰し、取締役副会長は、これを補佐する。</p> <p>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p><u>取締役副社長・専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、</u>取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> | <p>第 21 条（役付取締役の分掌）</p> <p>取締役会長は、取締役会を主宰し、取締役副会長は、これを補佐する。</p> <p>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p>取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> |
| <p>第 22 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第 22 条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員又は補欠のため選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第 23 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> | <p>第 23 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> |
| <p>第 24 条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第 24 条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長に欠員又は支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により取締役副会長</p> | <p>第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長に欠員又は支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により取締役副会長</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>が、取締役副会長に欠員又は支障あるときは、取締役社長が、取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> | <p>が、取締役副会長に欠員又は支障あるときは、取締役社長が、取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u></p> |
| | <p><u>本公司は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第 26 条 (取締役会の決議の方法) (条文省略)</p> | <p>第 27 条 (取締役会の決議の方法) (現行どおり)</p> |
| <p>第 27 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> | <p>第 28 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> |
| <p>第 28 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> | <p>第 29 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> |
| <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> | <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> |
| <p><u>第 29 条 (監査役の数)</u> <u>本公司の監査役は 5 人以内とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第 30 条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第 31 条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第 32 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>第 33 条 (監査役会招集の通知)</u> <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 34 条 (監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 35 条 (監査役会議事録)</u> <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u> <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |
| (新設) | <p><u>第 30 条 (監査等委員会招集の通知)</u> <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 31 条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 33 条 (監査等委員会議事録)</u> <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p><u>載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第 34 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）</u></p> <p><u>平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 36 条第 1 項及び同条第 2 項の定めるところによる。</u></p> |

以 上